



三重県発注の建設工事の入札に参加される皆様へ お知らせ

建設キャリアアップシステム活用モデル工事を拡大します！

三重県ではCCUSの更なる活用促進に向けて、**令和7年度から県土整備部(各建設事務所・下水道事務所)が発注する全ての工事**を活用モデル工事の対象とします。

令和7年度からのCCUS活用モデル工事取組

対象工事

① 県土整備部(各建設事務所・下水道事務所)発注工事

全ての工事(事務所が指定するもの)

R7年度
から拡大

② 県土整備部(営繕課)発注工事

「建築一式Aランク、A・Bランク対象工事」

「電気Aランク対象工事」、「管Aランク対象工事」

R7年度
から追加

において営繕課が指定する工事

③ 受注者申出モデル工事(上記以外で受注者の申出によりモデル工事とする工事)

参加資格

・元請事業者のCCUS登録(有効期限切れがないこと)

現場条件

・受注した工事のCCUS登録、カードリーダーの設置、アンケート調査の協力

工事成績の加点

・「登録事業者率 90%以上」「登録技能者率 80%以上」

の両方を達成した場合に、創意工夫で1点を加点

・登録事業者率と登録技能者率は、元請事業者と下請事業者を含めて評価

指標	基準	指標の定義
登録事業者率	90%	当該工事の施工体系図に記載のある、 (元請事業者+CCUS登録した下請事業者数) / (元請事業者+下請事業者数)
登録技能者率	80%	当該工事の作業員名簿に記載のある、 (CCUS登録した技能者数) / (全技能者数) ※元請下請含む

・一人親方は登録技能者率のみ評価対象とし、登録事業者率の評価対象としません。
・現場代理人および元請下請の技術者(主任技術者等)は登録技能者率の算定対象となる技能者には含みません。

「CCUS活用工事の推進」は、
三重県建設業活性化プラン2024の取組方針「労働環境の改善」に位置付けられています。

CCUSの登録や利用方法等についての詳細は、建設キャリアアップシステム
ホームページ(建設業振興基金ホームページ)をご覧ください

